

栃労発基0125第7号
令和5年1月25日

代表者各位

栃木労働局長



労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和5年政令第9号。以下「改正政令」という。）は、令和5年1月18日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとされました。

今回の改正は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく免許試験に係る手数料の額を改正するものでありますが、これらの適用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）第6条第1号から第4号の改正は、労働安全衛生法に係る免許試験のうち、学科試験に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料並びにこれらの免許試験以外の免許試験に係る手数料を、6,800円から8,800円に引き上げるものであること。また、実技試験に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を21,800円から28,000円に、普通ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を18,900円から24,000円に、揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料を11,100円から14,000円に、それぞれ引き上げるものであること。
- 2 改正政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験の手数料の額は、受験の申請が施行日以降に行われる場合であっても、改正政令による改正前の労働安全衛生法関係手数料令に定める額であること。（改正政令附則第2項）

労働安全衛生法に基づく免許試験の 試験手数料が変更されます

1 学科試験

旧手数料	新手数料
試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
6,800円	8,800円

2 実技試験

試験の種類	旧手数料	新手数料
	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100円	14,000円
移動式クレーン運転士	11,100円	14,000円
揚貨装置運転士	11,100円	14,000円
普通ボイラー溶接士	18,900円	24,000円
特別ボイラー溶接士	21,800円	28,000円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。
 [各センターのHP]→[免許試験の日程]→[免許試験・実技]→[実技試験の日程]の順に進んでください。
 [下記のQRコードからも見ることができます。]

